

新JISマーク表示制度の概要と日塗検の取り組み

平成14年に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の一環として工業標準化法が平成16年6月に改正されました。

改正により、これまで工業標準化法に基づいて公益法人が国から指定・認定を受けて行っている指定・認定制度（JISマーク表示制度）及び試験事業者認定制度（JNLA制度）の業務は、ISO/IECガイド65（製品認証機関に対する一般要求事項）及びISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）等の条件を備え、かつ国に登録された「登録認証機関」による認証制度となります。

JISマーク表示制度は、政府認定から民間認証に移行するとともに、以下のようにかわります。

1. JIS適合表明は、自己確認・自主保安を基本とし、JISマークによる宣言、JNLA試験証明書による宣言及び自己適合宣言の方法から最適なものを企業が選択できる。
2. JISマーク表示対象は、国が指定する製品（限定）からJISが定めている全ての製品に拡大される。
3. JISマーク表示認証方法はこれまでの工場認証から製品認証となる。

新JISマーク表示制度の概要をこれまでの認定制度と対比して表1に示します。新JISマーク表示制度は、平成17年10月から施行されます。新JISマーク表示制度への移行スケジュールを表2に示します。

現在JISマークを取得している工場・事業所は、新JISマーク表示制度への移行猶予期限である平成20年9月末までは現行のJISマークを表示することができます。平成20年10月以降も引き続き継続してJISマーク表示を希望する場合は、この猶予期間内に新JISマーク表示制度による認証を取得して移行しておく必要があります。

また、新JISマーク表示制度では、これまではJISマーク表示ができなかった製品にも新JISマークを表示できるようになります。これらの認証手続きは認証機関が決定し、業務を開始できる平成17年10月から可能となります。

認証審査及登録後の維持検査は、国が定める一般認証指針及び分野別認証指針に基づいて、登録認証機関が定めた認証手順に従って登録認証機関が行います。その概要を表3に示します。

審査は、工場審査と製品試験の二本立てとなっており、製品試験は登録認証機関自身で行うことが原則と

表1 新JISマーク表示制度の概要（現行制度との対比）

項目	現行のJISマーク表示制度（認定）	新JISマーク表示制度（認証）
JIS適合証明方法	指定商品：JISマーク 非指定商品：自己宣言 JNLA試験証明	企業が以下の方法を選択 1. JISマーク（これまでの非指定商品もJISマーク表示可能） 2. 自己宣言 3. JNLA試験証明
対象品目	国が指定（指定商品制度）	全てのJIS製品規格（指定商品制度は廃止）
申請単位	品目毎に製造工場毎（工場認定）	1. 製品毎（継続的製造）（製品認証） 2. 製品のロット／バッチ毎
申請者	製造工場	1. 製造者 2. 販売業者・輸入業者 申請時に製品、JIS規格、製造工場を特定（複数工場も可）
認証方法	国が定めた個別審査事項に基づいて審査 1. 試験 製造者が品質確認していることを審査 2. 品質管理 a. 個別審査事項への適合性を審査 b. ISO9001をベースとした審査	国が定める一般・分野別認証指針に基づいて登録認証機関が作成する認証手順によって登録認証機関が審査 審査は製品試験と工場審査の二本立て 1. 製品試験（規格適合性） 登録認証機関が実施。他の登録試験所のデータ活用も可能 2. 工場審査（製造工場の品質管理体制） 従来の方法の他、ISO9001審査登録結果を活用
認証機関	国（各経産局）又は指定認定機関（国が認定）	登録認証機関（国が登録）
マーク	JISマーク	新JISマーク（認証機関名又はロゴ入り）
認証の維持 頻度 実施機関	名称：公示検査 毎年国が実施品目を指定 指定検査機関（国が指定）	名称：維持検査 3年毎実施が基本。（但し、ロット／バッチ毎の場合は対象外） 登録認証機関
料金	国の認可制	登録認証機関が決定

なっております。したがって登録認証機関は、製品のJIS適合性試験能力が必要であり、かつISO/IEC17025の要件に適合した登録試験所を有していることが必要となります。

当協会は、現行の工業標準化法に基づく指定認定機関及び指定検査機関に指定され、JISマーク表示認定審査及び公示検査を行っており、製品のJIS適合性試験能力を備えております。新JISマーク表示制度の運用開始となる平成17年10月から引き続き新制度における認証業務が開始

できるよう、登録試験所及び登録認証機関となることを目指して現在準備を進めております。また、国が定める一般認証指針及び分野別認証指針に基づいて当協会の認証手順等を作成し、皆様方にお示しするよう準備しております。

新JISマーク表示制度になりましても当協会をご利用下さいますようお願い申し上げます。

表2 新JISマーク表示制度への移行スケジュール

年 月 項 目	平成16年			平成17年			平成18年				平成19年				平成20年					
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	
法改正	☆ 法成立			☆ 政省令			☆ 新JISマーク													
認証指針				☆ 一般			☆ 分野別													
登録試験所 (新JNLA)				☆ 申請受付開始																
登録認証機関				☆ 申請受付開始			☆ 登録された認証機関公表予定													
現行JISマーク 表示制度	現行法による認定及び公示検査						<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間（現行法によるJISマーク取得工場はこの間現行のJISマークを使用できる。ただし、その間に公示検査があれば検査の対象となる） ・ この間に新JISマークへの移行手続きをしなければJISマーク表示は失効 													
新JISマーク 表示制度							☆ 新制度での認証開始（認証後は原則3年毎に維持検査）													

表3 初回適合性評価及び認証維持検査

製造工場の初回適合性評価及び維持検査は、1) 工場審査と2) 製品試験 の二本立て

(1)初回 適合性評価	<p>1) 工場審査 工場審査は、申請者が提出した「品質管理実施状況説明書」（A：一般、B：ISO取得工場）について製造工場で製造される製品等に係る品質管理体制を評価する</p> <p>2) 製品試験 製品の製造工程を代表するサンプルについてJIS規格に適合していることを確認する</p> <p>a) 原則、登録認証機関の試験設備を用いて登録認証機関の試験員が実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 登録認証機関 ———— 登録認証機関の試験所（登録試験所） </div> <p>b) 登録機関の立ち会いによる方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 登録認証機関 ———— 申請者の試験所 ———— 登録機関の試験員が試験 登録機関の試験員の立ち会いで、申請者の試験員が試験 </div> <p style="text-align: center;">当該設備がISO/IEC17025を満足していること（登録認証機関が実証する）</p> <p>c) 登録認証機関以外の試験所のデータを活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 登録認証機関 ———— 他の試験所 ———— 第三者試験機関 申請者の試験 </div> <p style="text-align: center;">ISO/IEC17025を満足している試験所であること（登録試験所となっていること）</p>
(2)定期 維持検査 (原則3年毎)	<p>1) 工場審査 「品質管理実施状況説明書」の内容どおり維持・運用されて、効力を有していることの確認 分野別指針で規定することで、初回工場審査における項目のうち必要とする項目とすることができる</p> <p>2) 製品試験 初回製品試験における方法に基づいてJIS規格に適合していることの確認 分野別指針で規定することで、初回工場審査における項目のうち必要とする項目とすることができる</p>
(3)臨時 維持検査	<p>1) 製品等の仕様変更が規格への適合性あるいは生産条件の変更が製造工場の品質管理体制の適合性に影響すると判断したとき（登録認証機関が判断、以下同じ）</p> <p>2) JIS規格の改正が製品等の適合性あるいは製造工場の品質管理体制の適合性に影響すると判断したとき</p> <p>3) JIS規格あるは製造工場の品質管理体制に適合性について第三者から苦情の申し立てがあり、必要と判断したとき</p>